平成２４年（フ）第３９５号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅116棟22号
破産者　根井　京子（旧姓木宮）
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８５号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目６番３号　山元マンション102号
破産者　田中　聡子
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２３２号
岩手県紫波郡紫波町中島字前郷39番地24
破産者　千田さとみ
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１３０号
埼玉県鴻巣市神明３丁目８番29―204号　センチュリー鴻巣第３、申立時の住所埼玉県熊谷市玉井１―86　エクセル南Ａ号棟201号室
破産者　中村　敏彦
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２９１号
群馬県富岡市宇田604番地１
破産者　入山　清二
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２４４０号
横浜市都筑区平台19番９号　テラスＨＡＬＢ号室
破産者　新井　　理
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４５号
横浜市泉区和泉町1494番地１　ガーデンスクエアＡ102号
破産者　山下　　蘭
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５４号
神奈川県平塚市大神1690番地の８　サンフラワーＡ―２
破産者　平野　敏也
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６７０号
神奈川県厚木市及川２丁目11番37号　サンハイツ及川103、前住所神奈川県厚木市林２丁目20番36号
破産者　菅　　國夫
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１９２号
相模原市南区相模台団地３番３―405号、開始決定時の住所相模原市南区下溝447番地11
破産者　宮原　明男
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２０３号
相模原市南区相模台団地３番３―405号、開始決定時の住所相模原市南区下溝447番地11
破産者　宮原まさ子
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１４号
新潟県新発田市住吉町３丁目３番21号
破産者　浮須　　均
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１３９号
新潟県新発田市小見295番地１
破産者　杉﨑　幸子
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第８９号
岐阜県大垣市鶴見町602番地１　鶴見団地Ｄ―302号、住民票上の住所岐阜市夕陽丘18番地３
破産者　福井　隼人（旧姓國島）
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第６８２号
静岡市葵区八番町８番地の１
破産者　杉山　友次
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３２号
静岡市葵区新間1089番地の509、住民票上の住所静岡市駿河区馬渕１丁目５番26号
破産者　石上　雅路
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４５号
静岡県三島市谷田・御門・421番地の１　シティハイム三島102、前住所静岡県沼津市大岡423番地
破産者　海野　幸子
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９５１号
京都府城陽市枇杷庄鹿背田84番地の１　ウッドパーク小森101号
破産者　小柳　智嗣
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１９号
奈良県天理市新泉町82番地６
破産者　谷本　省吾
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所